

社会福祉法人杏南会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杏南会(以下「法人」という。)定款第21条の規定に基づき、法人役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう法人の役員とは、理事(理事長を含む)及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の勤務に伴う報酬等)

第3条 役員が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合又は監査業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払う。

2 業務にあたった1日の合計時間について、1時間未満の端数が出た場合は、1時間に切り上げて報酬を計算する。

(報酬等の計算期間)

第4条 報酬等の計算期間は、月の初日から末日までとする。

(法定控除)

第5条 報酬等の支払いに際しては、所得税法令に定められた額を控除する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員への報酬等の支給日は、毎月25日(当日が金融機関休業日の場合においては、その前営業日)とする。

(役員の理事会等出席に伴う費用弁償)

第7条 役員が理事会等に出席したとき又は本条第2項に定める立会い等に出席したときは、法人の旅費規程に基づき、日当及び交通費を支払う。尚、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務等にあたった場合は、本条を適用せず、第3条の定めによる報酬等を支払う。

2

- (1)指導監査等の立会い
- (2)入札等の立会い
- (3)その他の立会い

(役員以外の者に対する費用弁償)

第8条 役員以外の者(評議員選任・解任委員、評議員、苦情解決第三者委員等)が会議等に出席したときは、法人の旅費規程に基づき日当及び交通費を支払う。ただし、公務員(公務員に準ずる職員を含む)を兼ねる者には支払わない。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、第3条の定めによる報酬等及び

法人の旅費規程に基づき、日当及び交通費を支払う。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(役員の職務証跡)

第11条 法人及び施設の運営等のための業務等にあたった役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿又はタイムカード等の作成に協力する。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会で承認された日から施行する。

(平成29年6月15日承認)

別表1

	業 務 内 容	時 給	交 通 費
役 員	法人及び施設の運営のための業務にあたった場合又は監査業務にあたった場合	3,000円	法人旅費規程に基づき支払う